

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和元年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和元年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	元四議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和元年5月30日(木)		
				会議時間	10時00分～11時50分 13時00分～14時30分		
出席委員	委員長	垣内 孝文					
	副委員長	宮本 幸輝					
	委員	宮崎 努					
	委員	川渕 誠司					
	委員長	上岡 真一		欠席委員			
	委員長	山下 幸子					
その他	委員外議員	西尾 祐佐		委員外議員 寺尾 真吾			
	委員外議員	谷田 道子					
執行部出席者	市民・人権課長 人権啓発センター館長	川崎 一広 小野 慎二		保健課長兼西土佐診療所事務局長		村上 正彦	
	環境生活課長 子育て支援課長	渡邊 康 西澤 和史		西土佐診療所事務局次長		梶原 秀紀	
	〃 保育係長 〃 企画係長	田村 典義 阿部 一仁		教育長		徳弘 純一	
	健康推進課長 〃 補佐	渡辺 和博 中田 智子		学校教育課長 〃 補佐		山崎 行伸 中脇 弘樹	
	上下水道課長補佐 市民病院事務局長	富田 一之 池田 哲也		生涯学習課長 〃 補佐		小松富士夫 戸田 祐介	
	〃 次長	竹本 志郎		企画広報課副参事		山本 聡	
	福祉事務所長 〃 社会福祉係長	村上 真美 平地 義伸					
	支所長兼地域企画課長 地域企画課長補佐	伊勢脇敬三 濱田 武					
事務局	事務局長	阿部 定佳					
	総務係長	桑原 由香					
記 録							
平成31年3月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、「平成31年度（令和元年度）主要事業概要」について調査を行った。

【説明：富田上下水道課長補佐】

「浄化槽設置整備事業」は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境への改善を図るため、循環型社会形成推進地域計画に基づき、平成28年度から令和2年度までの5ヶ年計画で整備するもので、本年度の事業内容は合併浄化槽設置費1ヵ所あたり30万円を100基分補助するもの。
※質疑なく終了

【説明：伊勢脇支所長兼地域企画課長】

「クリーンセンター西土佐基幹的設備改良事業」は、「クリーンセンター西土佐」が操業開始以来16年が経過し、老朽化が進み、修繕費が増加してきている。

このため、循環型社会形成推進地域計画を策定し、循環型社会形成推進交付金を活用し、この施設の基幹的設備の改良を行うもの。平成29年度に地域計画の策定、平成30年度に基幹改良工事発注仕様書の作成が終了しており、今年度から来年度にかけて改良工事を実施する予定。

※質疑なく終了

【説明：川崎市民・人権課長】

「人権施策行動計画意識調査」は、第2次の「四万十市人権施策行動計画」が令和2年度に終了することから、次期計画のための事業。今年度には市民へのアンケート調査を実施し、来年度にはそのとりまとめと計画書の印刷を予定している。

※質疑なく終了

【説明：渡邊環境生活課長】

「ごみ減量化対策事業」は、一般廃棄物の発生抑制のため3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みをしている。平成29年度の実績でごみ総排出量12,321tを令和8年度には9,800tまで減らすことを目標としている。1人当たり換算して1日、726gを565gまで減量する。「リサイクルの促進」、「家庭ごみ減量チャレンジ事業」、「剪定木等堆肥化事業」、「マイバッグ推進事業」等で減量に取り組むこととしている。

「環境・地球温暖化対策事業」は、「四万十市役所地球温暖化防止実行計画」を立てて、現在第3次計画。平成23年度から29年度まで第2次の取り組みを行い、平成23年度の排出量が7,305tで、6,866tまで減量することが目標だったが、結果的には7,048tであり、目標を達成していない。

また、市民の方々には、住宅用太陽光発電システム設置費の補助をしており、1件あたり上限12万円で、25件分を予算化している。

「四万十川清流保全対策事業」では、「河川環境保全・水質浄化事業」、「四万十川市民一斉清掃」等の取り組みを行っており、次世代を担う層に四万十川や自然環境への関心を持ってもらうため、「環境学習支援事業（水辺の楽校）」も実施している。

「交通安全対策」は、第10次四万十市交通安全計画に基づき、「死者数ゼロ」、「事故件数70件以下」を目標に掲げ、取り組んでいる。対策の一環として、高齢者免許返納サポート制度を開始している。返納者は平成30年度は105名。今年度は運転経歴証明書発行手数料80人分を補助する。

「犯罪防止対策」は、防犯カメラの設置。事業箇所はまだはっきり決まっていないが、教育委員会、警察、少年補導センターからの意見を聞きながら、2台設置したい。

【質疑：宮崎委員】

「ごみ減量化対策事業」は目標的に分担金をどこまで減らすかまで考えているのか。

「不法投棄撲滅事業」については、説明がなかったが、防犯カメラや看板は民間に付けてもらうのか説明してほしい。「交通安全対策」については、市民から聞いたのだが、交通安全協会でも免許の更新の際、高齢者に対して、教えながら検査していることがあるようだ。交通安全協会には市から指導ができるのか。県から指導してもらうべきなのか。仕組みがわからないので教えてほしい。

【答弁：渡邊環境生活課長】

ごみの費用については、そこまでは考えていない。防犯カメラは設置することになっているが、看板も、ということであれば、予算化しなければならない。交通安全協会の件は上に県警がいるので県警から指導してもらう。

【質疑：宮崎委員】

リサイクルについては、今でも負担比率が高いので、そういう目標を定めてやってほしい。不法投棄については予算化していないということであれば、今特に問題になっているところはないと

いう認識でいいのか。

【答弁：渡邊環境生活課長】

不法投棄は多少、11万円くらい予算化している。不法投棄されたものの処分費。看板については、ひどいところには設置するし、指導にも行く。

【質疑：宮崎委員】

「ひどいところ」という認識があるのは何箇所か。例えば、どこかを教えてほしい。

免許返納に関しては、車の性能も上がってはいるが、免許を返納する、高齢になれば運転を控えるとなると、公共交通をどうしていくか等、全市にかかわっていくことだと思う。高齢者のブレーキの踏み間違い等で事故が起こっているのも、何の対策もしないまま、また事故がおこったら、市としてどうするのか、ということにもなりかねない。今、市民の関心が高まっているところだと思うのでお願いしたい。

【答弁：渡邊環境生活課長】

不法投棄のひどいところは、道端だが、秋田、九樹の道端、夜間人が通らない国道からはずれたところが多い。

【質疑：宮崎委員】

今言ったところは、カメラや看板の設置は終わっているところか。

【答弁：渡邊環境生活課長】

設置している。ただ、九樹は三原に行く方で延長が長いので、全箇所ではないが、考えながら設置していきたい。

【質疑：垣内委員長】

「交通安全対策」の関連で、先日テレビでみたが、奈半利町が安全装置が付いた車に1人3万円の補助をするという動きがあるようだ。本市はそういう動きはないのか。

【答弁：渡邊環境生活課長】

動きはない。が、さっそく、市民の方から、四万十市はないのか、という問い合わせはあった。

【質疑：宮本委員】

ごみの減量化について、四万十市のペットボトル等プラスチックごみの回収後の行先を調べているか。どのように処理されているか知っているか。

【答弁：渡邊環境生活課長】

リサイクルしているところに持って行っている。業者からはきちんと行っているということは聞いているが、各中間業者のその先までは追求していないので、追求して行かなければいけないのかなとは思っている。

【意見：宮本委員】

それは調べる必要がある。

【質疑：上岡委員】

毎年やっている側溝清掃で、重い蓋を上げるように文書に書いているが、あの蓋が落ちて骨折した人がいる。まじめにする人は大変な思いをして、ギックリ腰になりそうになりながらやっているし、何にもしない人もいる。中途半端な指導はやめてもらいたい。

【答弁：渡邊環境生活課長】

それについては、区長さん等からも話が出ている。今年度、区長さん等と協議をすることとしている。

【質疑：上岡委員】

ケガをした人の補償は。

【答弁：渡邊環境生活課長】

その話は聞いていなかったのでも、詳しいことがわかれば教えてほしい。

【質疑：山下委員】

免許を返納した場合、自宅からバス停までが大変なのだという話を聞く。市に聞くとタクシーやバスを使ったら10%の割引があると聞いた。他にお店とかにも10%の割引があるらしいが、市民はそういうことを知らない。市としてそういうことをPRしていくことも大事なのではないかなと思うがどうか。

【答弁：渡邊環境生活課長】

そういう協力店舗の一覧があって、警察でもこういうものがあります、と見せているはずだが、P

R不足ということであれば、安全協会とも話してPRをきちんとやっていく。

【質疑：川淵委員】

先ほど、奈半利町の件が出たが、新車でなくても、今使っている車でもサポートするような取り組みもあるようだ。香川県では先進的な取り組みをして、交通事故を抑制している、という評価も出ているので、ぜひ、研究してほしい。

【答弁：渡邊環境生活課長】

いろいろなことは聞いているので、勉強させていただきたい。

※他に質疑なく終了

【説明：西澤子育て支援課長】

「第2期子ども・子育て支援事業計画策定」は、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」が今年度末で計画期間が終了となるため、令和2年度から6年度までの第2期計画の策定を行う。

妊娠期を含むすべての子ども・子育て家庭に対して切れ目のない効果的な支援を行うことで、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりを進める。

昨年度に実施したアンケート調査の結果等から保育サービス等の必要量を算出し、各種事業の目標量の設定、課題等をまとめる。

「ファミリーサポートセンター事業」は、子育て中の保護者の中で、育児の援助を受けたい者を依頼会員、援助を行いたいものを援助会員として登録し、援助活動の調整、マッチングを行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進することを目的としている。

平成29年度に行った調査で、小学校以下の子どもを持つ保護者の45%（671名）がこの事業を利用したいと回答。

市立児童館内にセンターの事務所を設置し、4月1日からNPO法人「スマイルはたっこ」に委託し7月1日の実際の預かり開始に向けて登録などの準備をしている。県下で10番目、幡多では初めて。

病児、病後児の受入れも実施。条件としては、一旦かかりつけ医を受診していただき、医師が認めた児童の受入れを行う。預かりを行う援助会員は、基礎講習に加え、12時間の専門講習を受ける。この受け入れは県内初で、幡多医師会、幡多けんみん病院、市内の小児科医師のご協力をいただいている。

「放課後児童健全育成事業」は、労働等により、保護者が昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に小学校の空き教室や専用の施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えてその健全育成を図るもの。今年度末までに、量的拡充の改善や質の改善を行っており、児童1人あたり1.65㎡の面積の確保、資格を持った放課後児童支援員の配置等を行っている。放課後児童クラブ実施校は7校（中村小、中村南小、東山小、具同小、東中筋小、下田小、西土佐小）で、他の小規模の学校については、「放課後子ども教室」という別の事業を使った学童的な活動をしている。

今年度は施設整備もあり、中村南小の施設建設費が5,875万6,000円で待機児童の解消目的で施設整備をする。

「認可化移行運営費支援事業」は、認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設の運営を支援し、速やかに認可保育所等への移行を目的とするもの。保育士の数、保育室の広さなどの条件を整えることにより、安心で安定した経営が見込まれ、待機児童の発生を防ぐことができる。

今年度の対象施設は井沢の「おひさまはうす」。

「愛育園・もみじ保育所の統合」は、老朽化した施設の建て替え等の対応と児童の安全確保の観点から、愛育園ともみじ保育所を統合し、新しい保育施設の建設を検討する。特にもみじ保育所は市内公立保育所のうち最も古い保育所で老朽化も激しいことから早急な対応を要する。建設、運営方法については、民間活力の導入を検討しており、住民や保護者への説明会等を実施し、意見を伺ったうえで統合後の保育所の運営方針を決定する。現在のところ、第2期四万十市保育計画のとおり、令和3年度の開所を目指している。今年度は5月16日に住民説明会を実施し、保護者との意見交換会は平成30年度はそれぞれの園で3回ずつ、今年度は5月28日に愛育園で行っている。

【質疑：川淵委員】

「放課後児童健全育成事業」で、量的拡充と質の改善を目指して取り組むということだが、ということは、現在は達成されていないという判断でよいか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

量的拡充の児童1人あたり1.65㎡の確保は、現在使用している施設の中では定員オーバーしているところもある。これについては今年度末までの経過措置があり、その部分を解消したい。資格をもった放課後児童支援員については、本年度末までに県の研修を受けてもらうことにしており、ほとんどが達成できているが、本年度受けることで達成できる小学校もある。

【質疑：川淵委員】

ということは、現在は資格を持っていない状態でやっているところもあるということか。それは大丈夫なのか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

法の中では40人に対して2人の有資格者が必要ということになっている。ただ、但書きに例外的に、必ず1人は必要でその他に補助員として1人、計2人がいればよいということになっている。本市の場合、40人に対して2人の有資格者を作るということで現在進めている。現時点でも1人は確保できているが、本則に基づいて2人の有資格者を作ることを目指している。

【質疑：川淵委員】

愛育園ともみじ保育所の統合だが、私も住民説明会に参加して、保護者の方からかなり多くの反対意見がでていたように思ったが、保護者の意見をどのように捉えているか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

昨年度末のアンケート結果では、もみじ保育所は、民設民営の賛成反対意見は半分半分くらい。愛育園では民設民営に賛成は0。今年度新たに入所した保護者へのアンケートでも賛成は0。公設公営がよいという意見もたくさんあった。令和3年度開所を目指しているが、開所時に統合した保育所に変ってもらおう、現在0～3歳の保護者の意見は公設公営が必ずしもいいという意見ではなかったように把握している。反対とどちらでもよいが半分半分くらい。年中、年長の保護者の大部分は公設公営がいいという意見だった。

【質疑：山下委員】

ファミリーサポートセンターは、いつごろスタートする予定か。

【答弁：西澤子育て支援課長】

実際の預かりは7月1日から行う予定。現在は会員の登録や第3回目の講習、専門講習を実施しているところ。

【質疑：宮崎委員】

(保育所について) 園外への散歩はどのくらいの頻度で行っているかわかるか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

バスを使って行くような遠くの場合は年に2回ほど子育て支援課にバスの申請をして行っているが、歩いて行くような散歩は各保育所にお任せしている。季節の良い時には頻繁に行っていると思う。回数については把握していない。

【意見：宮崎委員】

安並地区の方から言われたことだが、水車の方に月1回は散歩に行っているらしい。全部の園が市のバスを月1回順番に借りて、送り迎えしてあげたら、ガードレールをつけたり、道路改良するより低予算で安全対策できるのではないか。と言われた。が、そのバスが事故を起こしたら、誰が責任取のかということにもなるので慎重にしないといけないが、今日の委員会で意見として言っておくとその方に言った。交差点を渡るようなところに行くときは、輸送手段をサポートできればと思う。意見として聞いてくれればよい。

【答弁：西澤子育て支援課長】

先日の痛ましい事故を受けて、各保育所には十分注意するよう話をしている。危険な箇所等については、今後の検討とさせていただく。

【質疑：川淵委員】

保育所の統合問題だが、今後の予定として、愛育園は5月28日に意見交換会が終わったが、もみじももう一回されるのか。6月に保護者意見交換会が予定されているが、それを受けて事業計画の決定をされていくと思うが、その中に委託先法人の決定のようなことが書かれている。先走りすぎではないかと心配をする。今後の計画等も含めてどうか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

もみじ保育所についても保護者会と日程調整をして意見交換、説明というふうに行きたいと考えている。事業決定等については、皆さんの意見を聞いたうえで決定するが、先日の住民説明会に来てい

ただいたので雰囲気はおわかりいただけたと思うが、根強い反対意見を持たれている方もいる。そういう中で地域の方や民間保育所の皆さんにもたくさん意見をいただいているので、その意見を参考にしながら決定していきたい。

【質疑：川淵委員】

説明会の中では、民間の保育所に関わられた方が、賛成の意見を述べられていたが、保護者のほとんどは反対の意見だったと思う。保護者の意見を踏まえて決定していただきたい。

【答弁：西澤子育て支援課長】

保護者の皆さんにも、民設民営をすることによる四万十市全体の保育の向上をご理解いただけるよう、しっかりと説明していきたい。

※他に質疑なく終了

【説明：渡辺健康推進課長】

「弱視スクリーニング検査の実施」は、今年度から取り組む事業。人間の視力は6歳ごろまでにはほぼ完成すると言われている。今までは3歳児健診時に自宅でのランドルト環を用いた簡易検査結果と健診当日の間診により早期発見に努めてきたが、この機器の導入により、弱視の早期発見が可能となり、高い治療効果が期待できる。令和元年度の事業費は機器のレンタル料26万496円。中村地域では毎月、西土佐地域では年に4回の3歳児健診で実施し、年間で約240人がこの検査を受けることができると見込んでいる。

「災害時医療救護体制整備」は、平成18年3月に「四万十市災害時医療救護計画」を策定し、平成27年3月の改定により、各医療救護所にテント等の備品や医薬品などを整備した。平成30年3月の計画改定により具同地区（渡川病院）に医療救護所を追加指定した。また、平成28年6月に策定された「四万十市原子力災害避難計画」を受け、平成29年12月に「四万十市原子力災害避難時安定ヨウ素剤の配布・服用マニュアル」を作成し、平成30年10月に安定ヨウ素剤を購入した。今年度の主な事業費は、医療救護所の使用期限が切れた衛生材料や医薬品等の補充や、トリアージタグを購入する費用で、39万6千円。

「成人歯科検診事業」は、四万十市民の30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の方に歯科検診を促す通知をする。口腔内の疾病が健康と密接な関係があり、口腔内に興味を持っていただく。受診率が低いので、今まであった「1年以内に歯科を受診した事のない人」という要件を省き、検診率を上げていきたいと考えている。

【質疑：宮崎委員】

「災害時医療救護体制整備」は、原子力発電所の事故を想定した事業なのか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

基本的には、南海トラフ地震をメインにしたもの。南海トラフ＝伊方で事故が起こる、という想定ではないが、同じ災害時医療ということで、もし、伊方で事故があった場合の体制として、一括して主要事業概要としてあげているが、宮崎議員のおっしゃるように、今年は安定ヨウ素剤等については予算計上はない。

【質疑：宮崎委員】

市民の関心はあるかもしれないが、市の主要事業概要で、あおることが果たして正しいのか。備えはしないといけないし、3年に一回買い替える、というのはわかるが、市が主要事業のなかで積極的に説明することが逆にあおることになるのではないのか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

そういう受け止め方にもなるかと思うので、今後は注意をしたい。

※他に質疑なく終了

【説明：池田市民病院事務局長】

度重なる診療報酬のマイナス改定や新医師臨床研修制度の影響による医師不足等により、医業収益が大幅に減少し、収支が悪化している。慢性的な資金不足状態が解消できず、金融機関からの一時借入金に頼らざるを得ない状況が続き、平成25年度末の一時借入金の額が5億円となる見込みとなったため、一般会計から償還期限6年の長期貸付を受け、資金不足の解消を図っている。これまで改革プランや経営健全化計画を策定し、経営改善に取り組んだ結果、平成28年度、29年度、30年度決算でも黒字となったが、病院経営は予断を許さない状況。平成29年度から令和2年度までを計画期間とした、

「四万十市立市民病院経営健全化計画」を策定し、更なる経営改善に取り組んでいる。

平成25年度の一般会計からの5億円の長期借り入れにより、一旦は資金不足は解消されたが、26年度には6,000万円、27年度には1億円の長期借り入れと8,600万円の借り入れを行い、一般会計からの長期借り入れの合計は7億4,600万円となった。これの返済については、一般会計からの基準外繰り入れにより、今年度までに5億円償還、26年度の6,000万円は市民病院の自己資金で今年度末に償還する予定で、今年度末の長期借り入れ金の残高は1億8,600万円となる見込み。

これまでの主な取り組みは、許可病床数を130床から99床に変更し、基準内繰入金金の増額を図っている。28年度には給食業務の民間委託を実施したほか、6月からは地域包括ケア病床を55床に拡大し、入院収益の増収を図っている。

今年度の収支見通しは、常勤医師9名、非常勤医師8名体制で1日平均入院患者72名、外来患者201名を見込み、経営の安定化を図っていく。経常収益は29万4,000円の黒字を見込んでいる。平成30年度の決算の状況は約2,050万円の黒字となった。今年度の当初予算では29万4,000円の黒字予算となっているが、決算時においては、昨年度以上の黒字となるよう取り組んでいきたい。

収支改善への取り組みは、病床利用率の向上、診療報酬上の加算の維持・新規取得に努め、収益の確保を図るとともに、費用については、診療材料などの見直し等を積極的に行う等、可能な限り縮減するよう努める。看護師不足への対応としては、経験の豊富な退職者の再任用、臨時雇用と併せて、給与については、初任給の高い、医療職給料表の適用に取り組む。

最大の課題である医師確保については、引き続き、大学医局への訪問や四万十市出身の医師へのアプローチ等を行い、人材の確保に努める。

【質疑：宮崎委員】

医療職給料表は以前からいっているが、切り替えた後、費用がかさむ。黒字のうちに早く切り替えて、新しい看護師を確保していくという取り組みを早急にしないといけない。地域包括ケア病床の稼働率は。

【答弁：池田市民病院事務局長】

昨年度から3級止めを市全体で取り組んでいる。初任給が低いことが受験者が少ないひとつの要因でないかと思うので医療職給料表への切り替えに取り組んでいく。地域包括ケア病床の55床の稼働率は35人から40人前後。

【意見：山下委員】看護師不足は大きな問題だが、職場内の改善や小さな声を聞く、そういったことが市民病院にとっては大事なことではないか。やめた方は何もおっしゃらないが、体力的、精神的にも苦労されている。現場の小さな声を聞く力をつけていただきたい。お願い。

※他に質疑なく終了

【説明：村上福祉事務所長】

「地域福祉計画」は、本市の福祉分野に関する各種計画の包括的な計画であり、地域の福祉課題に対する取り組みの方向性や基本的な考え方を示す。本年度が第2期計画の最終年度にあたるため、現計画の評価と課題の整理を行い、次期計画を策定する。併せて社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定することとしており、子どもからお年寄りまで、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることが出来るよう地域福祉の仕組みづくりを計画的に進める。

地域福祉の現状把握と課題整理をふまえ、次期計画を策定することで、今後さまざまな主体が地域で展開する取り組みが計画的に進められるよう基本理念及び方向性を示すもの。

事業内容としては、四万十市地域福祉計画運営協議会条例に基づき、協議会を開催。また、福祉ニーズの把握においては、アンケート調査、座談会を開催し、その結果を踏まえ策定する。4月23日に第1回運営協議会を開催し、4月下旬から5月下旬にアンケート調査を実施中。無作為に2,000人を抽出した。

「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」は、生活困窮者自立支援事業のなかの事業。生活困窮者自立支援事業は法の施行に合わせて平成27年度から必須事業である自立相談支援事業をNPO法人に委託し、生活困窮者の就労相談、一般相談について相談支援を実施してきたが、生活困窮者自立支援法の一部改正により、これまで任意事業であった「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」が努力義務化とされ、これまでの相談支援と一体的な実施を促進し、支援の強化を図ることに伴って実施するもの。

「就労準備支援事業」の目的は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、

複合的な問題があり、様々な理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施するもの。

これにより、生活困窮からの脱却、自立が期待される。事業内容は、就労準備プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

具体的には、就労準備支援プログラムの作成・見直し、日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援。

「家計改善支援事業」は、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、相談者自身の家計を管理する能力を高め、早期に生活が再生されるよう実施するもの。

これにより、経済的な問題の背景にある根源的な課題を相談者とともに理解し、自ら家計管理ができるようになることが期待される。

事業内容としては、家計表やキャッシュフロー表等を活用して家計に関する課題を「見える化」し、問題の背景にある課題を整理し、早期の生活再生を目指す。

具体的には、家計管理に関する支援、滞納等の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせん。

【質疑：垣内委員長】

「就労準備支援事業」は、生活困窮者に対する支援ということだが、利用者は申し出があった方が対象になるのか。委託事業か。

【答弁：村上福祉事務所長】

生活保護の申請があっても該当にならなかった方などを繋いだりしている。事業は委託契約。

【質疑：上岡真一委員】

「地域福祉計画の策定」のなかで、車いす等、障害者の方々の活動の場は計画に入っているか。西土佐に車いすの方がいて、「ぴーす」で就労したいが、スロープもなく身障者用のトイレもない、四万十市は障害者に冷たいところだ、と市民から電話があった。そういう方々に就労の場や憩いの場を提供できるような形で福祉活動をしてもらいたい。

【答弁：村上福祉事務所長】

地域福祉計画の下に四万十市障害者福祉計画、四万十市第5期障害福祉計画、四万十市第1期障害児福祉計画などの中で、バリアフリー化が位置付けられている。今後12ヶ所で地区座談会を開催するので、その中のご意見を参考にして反映させていきたい。

【質疑：宮本委員】 地域福祉計画の運営協議会委員は何名でどのような肩書の方か。

【答弁：村上福祉事務所長】 10名で組織しており、四万十市区長会副会長、中村地区民生委員児童委員協議会から中村と西土佐の各会長、健康福祉委員会からは活発に活動している東町1丁目の区長、老人クラブ連合会副会長、大宮の集落活動センター会長、NPO法人スマイルはたっこ、NPO法人つながるねっと、四万十市身体障害者連盟、高知県介護支援専門員連絡協議会幡多ブロック会長。

※他に質疑なく終了

【説明：村上西土佐診療所事務所長】

「医療機器購入事業」は、毎年、医療機器の更新、整備を行っているもので、今年度は経鼻内視鏡の導入を考えている。今までは経口内視鏡しかなく、患者が望まない時は、別の病院を紹介していた。今年度4月から新しい医師が赴任されたことに伴い、経鼻用内視鏡カメラを導入する。経鼻挿入による内視鏡は経口挿入に比べ、苦痛が少なく、比較的楽に検査でき、消化器系の疾患の早期発見などに有用であることから、住民に対して受け入れやすい検査方法。事業費は297万円。県の補助が1/2。

【質疑：垣内委員長】

関連であるが、新しい医師の住民の評判はどうか。

【答弁：村上西土佐診療所事務所長】

住民受けはよく、外来は1日30人ほどだったものが、1日45人ほどになっており、入院患者も10人以下で留めていたものが、今は13人から14人、多い時は16人ほどに増えている。丁寧な診察で、優しいという評判。

※他に質疑なく終了

【説明：山崎学校教育課長】

「小中学校再編」については、これまでもご報告してきたが、その後の動きとして、今年3月25日の臨時教育委員会で計画内容を決定した。(別紙で計画を配付)中学校の再編については、3回目の説明会で最終案を提示している。中学校の再編実施時期を令和4年4月、条件付きで令和3年4月の受入も可能とした。配置計画は市内中学校を中村中学校、中村西中学校、西土佐中学校の3校とするもので、これまでと変更はない。この計画は、これまで地区説明会で出されたご意見、保護者の意向を取りまとめたもので、最終的には地区住民との確認もふまえて、教育委員会で決定した。今年1～3月上旬にかけて行った、保護者、地域等の意見交換会の意見を経て、計画を固めた。再編に賛同いただいた校区は、蕨岡中学校、大川筋中学校が令和3年4月、後川中学校、下田中学校区のうち竹島小学校だけが令和4年4月、中筋中学校、八束中学校が令和4年4月。現段階で合意を得られていない校区が、東中筋中学校、大用中学校、下田中学校のうち下田小学校区である。合意を得られていない状況にはあるが、児童生徒数がこれからも減少すること、望ましい教育環境の整備を踏まえると実施時期、配置計画に変更は加えず、計画を決定したうえで今年度は具体的な検討や手続きに移行していきたい。合意を得られていない3校区については、令和4年4月を越えても、話し合い等を行いながら、必要性に対する理解を深めていく。この3校区について学校再編はなくなったと誤解の声が一部寄せられているが、実施時期、配置計画に変更は加えていないので、下田中学校、東中筋中学校、大用中学校は白紙になったわけではなく、引き続き理解を求め、令和4年4月の再編に向けて取り組んでいく。

今後は再編準備委員会を設置して取り組んでいく。各保護者代表、教員、教育委員会で構成する会を組織し、内容については、事前交流、スクールバス、制服等について取り決めに検討する。合意をいただいている校区についても、進捗状況については必要に応じて報告させていただきたい。教育委員会で行ったアンケートの中でも、こういった項目に不安を感じている方が多かったので、できるだけ保護者の不安を解消するため、情報提供は積極的にさせていただいたら、と思っている。

「四万十市立中村西中学校大規模改造事業」は、中村西中学校が、築30年以上経過した校舎であり、老朽化が進み、また、設備も耐用年数を過ぎ、更新の時期が来ている。また、同校は、再編計画において、八束中学校、東中筋中学校及び中筋中学校との統合先候補となっており、施設の整備充実を図っていきたいと考えている。今年度は設計業務に着手し、令和3年度中の完成を目指す。令和4年度からの再編に合わせた受け入れ環境を整えたい。事業内容としては、内外装及び設備機器の更新、エレベーターの増築など。設計工期は今年8月から令和2年3月を予定しており、7月に入札予定。本年度の事業費は31,045千円。

「四万十市立小学校空調設備整備事業」は、6月中には整備対象の学校すべてにエアコンが設置できる運びとなった。整備対象校は12校(中村南、下田、竹島、八束、東山、蕨岡、大用、利岡、川登、具同、東中筋、中筋)で、7月6日までの工期で進めているが、6月中には完成する見込み。学校によって完成時期に差がある。本来なら使用日を定めて一斉に稼働すべきだが、子どもさんの体調を考慮し、整備を終えた学校から順次、部分使用というかたちで稼働させていきたい。

「学力向上事業」は、今年度の新たな取り組みとして、英語力の向上(GTEC)の実施。生徒の英語力向上を図るため、新学習指導要領においては「コミュニケーションを図る資質・能力の育成」や「実際に活用できる言語活動の充実」が位置付けられ、これまで、「聞く、読む、書く」ということを重点的に行っていたが、それに加えて「話す」という部分を総合的に育成することが求められている。また2020年度の大学入試からは「英語4技能評価」が導入される。一方高校入試でもこれが導入されるという情報も入ってきている。このため中学2年生において全員にGTECを受験させ、生徒の学習状況を把握し、その結果を基にした授業改善を行い、英語力向上に向けた指導と評価の一体化を図るもの。

「校務支援システム導入」では、教員の働き方改革の推進は喫緊の課題であり、その対策ツールのひとつとして県教委が統合型の校務支援システム、グループウェアの構築をしている。これに市町村が参画することで学校現場の業務負担軽減等、効率化を図ることを目的としている。事業内容としては、児童名簿機能、出欠管理機能、成績管理機能、日常所見機能、指導要録機能等により、資料作成の時間短縮や個々の児童生徒のつまずきの分析など、主にクラス担任の負担軽減に期待されている。今年度はサーバー構築費、導入前の研修費を負担するもので、令和2年度に導入予定。効果としては、県教委の資料によると、年間削減時間で、クラス担任で112.1時間が見込まれている。1学期あたり、だいたい40時間程度の削減になるのではないかとされている。実施校は6校(中村南小、具同小、中村小、東山小、中村中、中村西中)で、事業費は116万1千円を見込んでいる。

「四万十市立西土佐中学校校舎等バリアフリー環境整備事業」では、昭和52年に建てられた西土佐中学校は、ほぼ当時のままの建築状態で老朽化が進んでおり、またいたるところに段差がある。令和2年度に肢体不自由な生徒が入学予定であり、この生徒の受入れのための最低限必要とされる改修はもとより、学校に来ていただく高齢者や障がい者、将来を見据えて特別支援学級生徒を受け入れることができる校舎等のバリアフリー化を行うもの。事業内容については、スロープの新設、椅子付階段昇降機及び身障者トイレ等の新設。現在、設計を行っており、7月から11月までの工事で完了する見込み。

※質疑なく終了

■次に、「四万十市立墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案等に対する意見公募（パブリックコメント）の実施予定について」報告を受けた。

【説明：川崎市民・人権課長】

墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案に対して意見公募（パブリックコメント）を実施する予定であるため、事前にその旨報告するもの。

平成2年より供用開始してきた市立墓地「城北霊園」は供用区画406区画全ての使用許可を完了し、30年ほどが経過しているが、実質墓碑を設置していない未建墓が80数区画ある。また、永代使用料について、当市は運用により、未使用を理由に長期経過後においても全額を還付していることは見直しの余地がある。未建墓の既許可者における返還等の再考を促すためにも使用許可対象者の見直しと永代使用料の還付の取扱いを改める方針。

改正点は、条例改正したあとに許可をしたものについては、許可を受けてから原則3年以内に建墓するという期限を定め、また、永代使用料については、未建墓に限り、1年以内に返還の場合、全額を還付、1年経過後2年以内に返還の場合、半額を還付、2年経過後は還付しないと改めるもの。

【質疑：宮崎委員】この件は懸案事項だったので大賛成であるが、条例第16条と14条について、管理手数料年額3,150円を5年一括納入して、かつ、7年間荒れた状態になっても待たないと手は付けられないという考え方か。また、3,150円払っているから、荒れっぱなしになっても取り消し要件にはならないのか。

【答弁：川崎市民・人権課長】許可の取り消し要件については規程上には明確に盛り込んでいる。が、規程しているからといって、事前の周知、担当課の干渉なしに取り消し行為に及ぶことは想定していない。草が生い茂っている場合は公園管理公社から情報が入ったら、使用者に連絡している。失踪に関しては失踪後7年たったからというのではなく、その後親族が承継の意思がないと結論づけたら、取り消しという形をとらざるをえない。一般的に市のすべてにおいていえることだが、許可の取り消し等については慎重かつ親切な対応をしたうえでの取扱いを考えているのでご理解願いたい。

※他に質疑なく終了

■次に、「第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について」報告を受けた。

【説明：西澤子育て支援課長】

第2期子ども・子育て支援事業計画を策定する必要がある、その策定には市民ニーズの把握が必要であることから、アンケート調査を実施した。

実施日は平成30年11月27日から12月14日まで、四万十市在住の小学生以下の児童がいる家庭を対象に、未就学児用と小学生用の2種類で調査した。配布数は2,465件、回答数は2,005件で81.3%の回収率。主な項目の回答内容としては、まず「保育所・幼稚園等の事業で改善してほしい事項」では、「病児・病後児の保育」が30.1%、「土曜午後の保育」が23.0%、「日曜・祝日の保育」が15.6%であった。現在でも一部サービスを行っているが、まだまだ不足していることがこの調査から見て取れる。

次に「病児等のための保育施設があれば利用するか」では、「利用したい」が49.1%、「利用したいと思わない」が45.7%で半数くらいは利用したいというニーズがある。利用したいと思わないという方の中には、病気のこどもを他の人に見てもらうのは不安がある、という意見もあった。

「一時預かりの事業があれば利用するか」は、「利用したいと思わない」が52.1%、「利用したい」が43.7%で、新たなニーズとして今後検討する必要があると考えている。「子育て情報をどのように受け取りたいか」は、「学校からのチラシの持ち帰り」が75.4%、「市広報紙や回覧チラシ」が53.5%、「市独自の子育てアプリ（検討している）」が28.5%、「SNS（LINEやFacebook）」が23.2%であった。

「四万十市における子育て環境や支援への満足度」は、「普通3」が47.6%であったが、平均すると

「2.76」で満足度は普通の「3」を下回っている。今後は効率的、効果的な施策を展開していくとともに、3以上となるよう努力していきたい。

ご回答いただいた内容については、本年度に策定を行う「子ども・子育て支援事業計画」に掲げる施策の必要量の見込みの算出に活用するほか、各事業の今後の方針を定めるうえで重要な資料として活用する。

今後の予定としては、「子ども・子育て会議」に報告したうえで、計画策定にあたっての骨子案の作成、最終的には第4回目の会議で計画の確定をする。

※質疑なく終了

■続いて、「愛育園・もみじ保育所の統合について」報告を受けた。

【説明：西澤子育て支援課長】

愛育園・もみじ保育所の統合については、平成30年度中にそれぞれ3回保護者の説明会を実施し、令和元年5月28日に愛育園で第4回意見交換会を行っている。

また、5月16日には住民説明会を実施し、75名の方が参加した。説明会では市の方針として民設民営を進めていると説明し、質疑応答を行った。その時の主な意見として、

- 統合保育所の建設について地区住民からの反対意見は聞いていない。
- 駐車場がないので、新たな保育所には安全確保のため、園内で園児の送迎ができるようにしてほしい。

(民営化賛成意見)

- 不安はあるが総合的に考えていく必要がある。
- 民間は異動がないため、保育内容の積み重ねができる。
- 公認会計士がおり、健全に運営している。
- 特色ある保育所づくりに公立も民間も取り組むことで全体が活性化していくのではないかと。
- 民間でも県外の研修に参加しながら保護者との繋がりを大事に保育している。

(民営化反対意見)

- 莫大な経費がかかるので民間保育所が運営できるか不安。
- 市の中心となる保育所は公立として残してほしい。
- 保育サービスの充実を図っているが、できない場合はその責任は問えるのか。
- 市の保育がとてもいいので継続してほしい。
- 愛育園を残して民設民営の保育所を建設することは出来ないか。

今後の計画としては、民設民営に関しては不安の声もあることから、各保育所において継続して説明を行っていく。

第2期四万十市保育計画に基づき、令和3年の開所を目指し、7月中に事業計画を決定したい。

スケジュールとしては、6月にもみじ保育所において保護者意見交換会を実施、7月以降は、事業計画の決定、募集要項の発表、移管先法人の決定、協定締結、法人の指定をしたうえで、運営に関し詳細な調整等を行っていく、仮称三者協議会（保護者・移管先法人・市）を設置し、よりよい運営をしていくにあたって、意見交換や調整をする予定。令和2年度に建設開始し、令和3年4月からの開所を目指している。

保護者のアンケート結果については、もみじ保育所の保護者に3月27日にアンケート結果をいただき、20名の回答のうち、民営化に賛成3、反対4、どちらでもよい13。

愛育園については4月26日が締め切りでアンケートをとっていただき、60名の回答のうち、反対は46、賛成はなく、その他のご意見14。2、3歳児の保護者では、27名の回答のうち、公設公営がよい16、その他どちらとも言えない、気にしないが11。

住民説明会でも賛成反対ともにご意見をいただいている。一部の保護者からは根強い反対もあるが、地域の区長さん、民間保育所の関係者にはほとんど反対意見はない。両保育所の方々には引き続き説明し、理解を求めたい。

【質疑：宮崎委員】

5月16日の住民説明会の参加者に公立保育所12名、その他12名とあるが、どういった方々か。

【答弁：西澤子育て支援課長】

公立保育所の12名は市の職員。臨時職員も含めて、保育士。その他の12名は所属のない一般の方、元保育士、元保護者の方などではないか。所属欄に記入がなかった。

【質疑：宮崎委員】

市の住民への説明会に、市の職員や元職員が参加して意見を言う。それは別の場になるのではないか。そのような人たちが参加しているのに本当の住民説明会といえるのか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

市の職員は、組合の保育分会等として来ている。保育所の職員は特に意見は述べていない。元保育士は、現在は一般の方なので制限はむずかしい。保育所長、主任保育士等職員には、統合等について別途意見交換を行っているので申し添える。

【質疑：宮崎委員】

たとえ、組合活動であっても、市の職員が住民説明会に来て意見を述べるというのはルール違反ではないか。組合活動として内部で労使で話す場があるのではないか。反対意見を住民の前で言うのは、圧力行為ではないか。組合活動の逸脱した行為だと思う。やるべきところはここではなく、他の場。話し合い自体が反対意見を聞く会、のようになるのであれば建設的ではない。ここで議論するのはいかがなものか、というのが自分の意見。

民営化についての反対意見の中で、「愛育園を残して民設民営の保育所を建設することはできないか。」という意見に賛成。「統合」というが、民設民営にするということは、「統合」ではなく、「廃止」と「新設」。愛育園の保護者が残してほしいというのなら、残せばいい。なぜ、反対するのかわからない。その点はどうか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

当初の計画はまず、統合して一つにしてまちなかに持って行こうというところがあった。その次に運営をどうするか、ということになり、建てるのも民間でお願いできないか、となった。理由の一つは財政的なメリット。運営は、たくさんニーズに応えることができるのは民営しかない。現在、0歳、1歳で待機児童が発生している。公立では、二つの園を足しても今の職員数ではむずかしい。待機児童の解消や0～5歳まで一貫してやってほしい、とか日曜保育をやってほしい、というニーズに応えるとしたらどの方法が一番よいか。ベストではないにしても、どういう方法がベターか、と考えて民設民営という方法をとっていく。財政面だけの話で愛育園を残して民間保育にも負担をするとすると、負担額が若干増となる。これだけ近い距離に二つの保育所を置くことはできないと考えている。保護者にもそのように説明している。

【質疑：宮崎委員】

統合したから、民設民営を方針として選んだと言いつける必要は全くない。自信を持って進めていった方がはっきりするのではないか。統合はいいけど民営は反対とかいう問題ではない。民営を作るのだから、どっちに行きたいですか、というだけの話。そういう見方で0～2歳児の保護者に選んでください、という違う結果が出てくるのではないかと思う。今の人達に対して、統合します、どうしたいですか、と問いかけるので話が進まないのでは。応援している。

【答弁：西澤子育て支援課長】

民設民営に行っていきたいというのは、公立を廃止していくという考え方になる。その中には「統合」という考え方を持っておかないと。例えばもみじの保護者からは今の中規模がよい、という方もいるが、たまたま定員の50%くらいしかいないので中規模になっているが、もともとは100人規模の保育所である、と説明している。統合は賛成なので民営化はどうでしょうか、というところから進めている。応援していただいていることは励みになる。ぜひ計画どおり進めていきたい。

【質疑：川淵議員】

今年度7月の「協定の締結・法人の指定（公私連携型の場合）」というのはどういうことか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

現在「公私連携型」の保育所を目指して進めている。通常は民間に保育所を建ててもらって、民間の特色をいかした保育所ができる。民間だけの運営となる。現在でも民間の保育所には市の委託事業ということで委託料を払っている。「公私連携」は公も民間の運営に一部関わっていくということを明確にしていくもので、協定書の中で、保育所の名称を定めることができるし、保育の内容、協定に違反した場合の措置についての事項を協定という契約に定めて、市が関与していく。保護者、市、法人がいっしょになって運営を考えていくというもの。民間にすべてお任せするという形ではなく、市も

一定関与するということを明確にしたもの。現在全国でも、どんどん、この形が広がっていると聞いている。

【質疑：川淵議員】

保育士自体はどんな関連があるか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

公立の保育士がどうなるか、ということだと思うが、法人が設立した民間の保育所については、法人の職員が保育士。途中で転園される場合、不安がある、という保護者がいるので、移管にあたっては、市の職員も派遣、人事交流という形で何年かの年数を区切り、引き継ぎの保育をしていくことを考えている。

【質疑：川淵議員】

確か2年だったか。あまり長くはなかった。

【答弁：西澤子育て支援課長】

法の中では最長3年となっている。これについては、組合との協議も必要となってくる。

【質疑：川淵議員】

民間となって、募集をかける時に、これだけの保育士を構えることができる、というのが条件となってくると思うが、かなりの保育士がいるのではないかと思うが、4、50名いるのでは。それについてはどう考えているか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

保育士については、現在150名の定員ならば、26名程度必要ではないかと考えている。その26名をしっかり採用計画を立てている法人でないと指定ができないということになる。

※他に質疑なく終了

■続いて「幼児教育・保育の無償化」について報告を受けた。

【説明：西澤子育て支援課長】

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの利用料が無償化される。無償化の期間は、満3歳になったあとの4月1日から小学校入学前までの3年間。幼稚園については、満3歳から無償化の対象。ただし、給食費（主食費、副食費）は対象外。市町村の判断で決めることになっている。国の基準においては、主食費は3,000円以内、副食費は4,500円以内。その範囲内において四万十市でも決定していく。幡多郡内でも取り扱いがまちまちなようなので、広域の市町村での調整も必要となってくる。

適用日は令和元年10月1日で、0歳児から2歳児までの子どもは、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化される。また、子どもが2人以上の世帯の負担軽減については、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となる。

今後のスケジュールとしては、システム改修に6月以降入っていく。経費は6月補正予算で計上する。給食費の幡多郡内の市町村の検討については、7月以降には決めて行かなければならない。

その他として、保育所等に入所していないが、保育の必要性が認められている子どもがファミリーサポートセンター事業、一次預かり事業等を利用した場合には、月額37,000円まで無償化の対象となる。今後の詳細な手続き等については、明確になってくると思うが、報告できる事項があれば、教育民生常任委員会で報告する。

※質疑なく終了

■次に「四万十市自殺対策計画」について報告を受けた。

【説明：村上福祉事務所長】

自殺対策計画は自殺対策基本法に基づくもので、計画期間は令和元年度から5年度までの5年間。

市のなかでこの計画の位置づけは、最上位計画に四万十市総合計画、上位計画に四万十市地域福祉計画があり、自殺対策計画は、その下に位置する計画。おおまかな趣旨は、平成28年に改正された自殺対策基本法において、市町村にも自殺対策計画の策定が義務付けられたことを受け、四万十市においても地域の実情に応じた自殺対策を推進するため策定したもの。この計画は、生きることの包括的な支援として、地域全体で自殺対策に取り組み、誰も自殺に追い込まれることのない四万十市の実現を目指して定めたもの。

人口総数の少ない市町村ではわずかな自殺者数の増減で自殺死亡率（人口10万人当りの自殺者数）に大きな変動があるが、四万十市においては、平成25年から29年までの5年間の自殺死亡率は、平均24.8と国、県と比較して高い水準となっている。

自殺者が最も多い区分が「男性・60歳以上・無職・同居」で、次いで「男性・40～59歳・有職・同居」、「女性・60歳以上・無職・同居」と続く。高齢層の自殺割合が上位を占めているのは、高齢化率の高い本市の人口構造によるところもあると推測される。

計画の数値目標としては、国や県の方針を踏まえ、本市の平均自殺死亡率を令和5年までに17.4（自殺者数年間平均約6人）と定めている。これは、平成25年から29年までの平均自殺死亡率24.8（自殺者数年間平均8人）から大旨30%減を目指している。

自殺対策の共通認識として、自殺はその多くが個人の自由な意思や選択の結果ではなく人が命を絶たざるをえない状況に追い込まれた末の死である、という認識が重要。

自殺は、「生きることを阻害する要因」が「生きることを支える要因」を上回った時、自殺のリスクが高くなる。「生きることを阻害する要因」のうち、一見、個人の問題と思われる要因であっても、周囲の人が当事者のSOSに気づき、医療機関や介護保険制度など、適切な専門家や制度につなぐ支援を行うことができれば、個人が追いつめられることなく、「生きることを支える要因」を増やすことにつながる。自殺はその多くが防ぐことのできる社会的問題であるといえる。

自殺対策とは「生きることを阻害する要因」を減らす取り組みだけでなく、「生きることを支える要因」を増やす取り組みも併せた「生きることの包括的な支援」として推進していく必要がある。

計画の基本理念を、「誰も自殺に追い込まれることのない四万十市の実現を目指して」とし、

- 1 こころの健康づくりと自殺予防に関する普及啓発活動
- 2 ゲートキーパーの拡大と対応力の確保・向上
- 3 関係機関の連携強化

を取り組みの3本柱として、取り組みを推進していく。

計画の推進体制としては、

- 1 庁内における推進体制
- 2 関係機関・団体等との連携

ということで取り組みを進めていく。

※質疑なく終了

■次に「公民館及び働く婦人の家の解体に伴う施設利用団体の代替施設利用」について報告を受けた。

【説明：小松生涯学習課長】

文化複合施設整備に伴い、来年の5月ごろ、公民館、働く婦人の家の解体工事に着手することに伴って、今年12月末で貸館業務が終わり、来年1月からは休館としたい。そのためこれまで公民館、働く婦人の家を利用していた団体については、活動拠点がなくなるので代替施設を利用するということになる。現在、公民館や働く婦人の家で生涯学習を活発に行っている団体については、新しい複合施設ができるまで、その活動を継続してほしいので、新しい複合施設でも利用していただくための支援が必要ではないかと考える。対象者は公民館、働く婦人の家を使用している団体で、平成31年度において使用料免除登録している団体ということに限定している。平成31年4月現在で、公民館が55団体（全額免除17団体、半額免除38団体）、働く婦人の家は57団体の計112団体が支援の対象。

支援策としては、代替施設一覧表の配布をしている。市の施設、民間の施設をあたって、登録団体に紹介している。これ以外の有料施設についても支援の対象とする。消防屯所については地震防災課、消防などに確認したが、緊急時、いつ使用することになるかわからない、とのことで、一般利用は無理との返事をもたらしているので掲載していない。

課題としては、公民館、働く婦人の家にはコンロ、流し台が複数ある調理室、インターネット環境が整った、パソコン20台くらいある情報学習室があるが、それにかわる代替施設がない。調理室はJAの調理室を今お願いしている。情報学習室はどこか部屋を借りてインターネット環境を整えて準備する必要があるのかなと思い、現在、適当な施設を探している途中。有料の代替施設を使用した場合の使用料負担は、現在、全額免除または無料で使用している団体については、令和2年1月から週1回を限度として、有料施設の使用料を市が負担する。半額免除の団体は、公民館等の施設を利用していた基本料金の半額を基準額として負担し、残りは市が負担する。週1回にすると年間48回くらいの支援となるが、現在の使用状況をみて十分賄える支援の回数となっているのではないか。市が負担す

る金額は来年4月112団体が同じ規模で代替施設を利用した場合、約1,150万円ほどの使用料が発生すると試算している。ただ、来年4月以降は、公民館、働く婦人の家もなくなるので、施設の維持管理費のコストダウンが図られる。清掃、警備の委託料などの維持管理の経費2,280万円ほどがいらなくなる。生涯学習課等が仮事務所を借りた時の家賃、光熱費、駐車場等の新しい事務所の経費を年間580万円ほど見込んでいるが、トータルでは、550万円ほどはランニングコストも含めて経費が安くなると試算している。支援期間については、令和2年1月から新施設開館予定の令和5年度までは支援を続けていく。

団体所有の備品については、令和2年1月までに移動をお願いする。

登録団体には事前に登録カードを配付し、申請時にはそのカードを提示し、登録団体とわかるように申請する。代替施設は使用料を毎月、月末締めで翌月市に請求し、市が直接施設に支払う、という事務の流れとなる。この件については、5月27日に登録団体に説明会をした。午前、午後と開催し、90団体が来られたので、委員会と同じこの資料を提示して説明した。その団体からは、もっと支援をしてほしい、などの意見はなく、この話を受け入れてくれたと思っている。

※質疑なく終了

■次に所管外ではあるが、企画広報課文化複合施設整備推進室から報告を受けた。

— 小休中 —

○四万十市文化複合施設基本計画及び基本設計について

— 正会 —

■次に「管内視察」について協議を行った。

— 小休中 —

— 正会 —

【垣内委員長】

管内視察の日程は8月2日とし、視察先は、クリーンセンター西土佐、西土佐中学校、川崎保育所とする。

■次に「行政視察」について協議を行った。

— 小休中 —

— 正会 —

【垣内委員長】

行政視察の日程は、10月23日から25日の予定とし、視察先については、次回以降の委員会で決定することとする。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。